

各 位

会 社 名 株式会社夢テクノロジー 代表者名 代表取締役社長 佐藤 眞吾 (JASDAQ・コード 2458) 問合せ先 管理本部マネージャ 元井 裕治 (TEL. 03-5940-2215)

新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年8月3日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および 第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以 下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせい たします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有 償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額で ないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に 資することを目的とするものです。なお、本新株予約権は、「II 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容(6)新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の業績において、 あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

- Ⅱ. 新株予約権の発行要領
- 新株予約権の数
 160 個
- 2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、31,425円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

- 3. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
 - ① 新株予約権の目的である株式

当社普通株式 4,000 株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

② 新株予約権1個あたりの目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、25 株とする。ただし、上記 ①に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、(1)②に定める本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金23,500円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × —————

分割(または併合)の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範 囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成27年1月1日より平成29年8月31日とする。

- (4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、以下の(a) 又は(b) に掲げる条件を満たした場合にのみ、本新株 予約権を行使することができる。
 - (a) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成24 年9月期及び平成25年9月期の損益計算書における営業利益の金額がいずれ も400百万円を超過すること。
 - (b) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年9月期及び平成26年9月期の損益計算書における営業利益の金額がいずれも400百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%(但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、 執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使す ることができない。
- ④ 新株予約権者が、当社の使用人である場合、当社の就業規則に定める降格以上の 懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 本新株予約権者が、当社の取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同 法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に 規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使するこ とができない。
- ⑥ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権 を行使することができない。
- ⑦ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑧ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑨ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 4. 新株予約権の割当日

平成 23 年 8 月 30 日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割 契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役 会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもっ て、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 当社において、会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部 を取得することが株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会が別途定め る日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予 約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- (4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を、当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、発行価額により取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行 為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.(3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本 準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認 を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 23 年 9 月 5 日

9. 申込期日

平成 23 年 8 月 22 日

10. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役及び従業員 703 名のうち 160 名に対し、160 個(なお、申込者が、160 名を超える場合には、抽選その他の合理的な方法により割当てを行うものとする。)。

Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける予定の当社取締役のうち2名が当社の親会社である株式会社夢真ホールディングスの取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株予約権の発行は、当社顧問弁護士の指導のもと、生じうる利益相反等を考慮したうえで、社内で定められた規則および手続きに従って適正に行っております。また、発行価額等は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングの価格算定の結果を勘案して決定され、その他新株予約権の内容および条件等についても、上記「II.新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであると考えております。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株予約権の内容および条件の妥当性を平成 23 年8月3日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。当該取締役会では、支配株主と利害関係のない社外監査役である徳永政一監査役が審議に参加し、本新株予約権に係る募集における対価の公正性及び目的について問題はなく、発行条件の決定手続についても、当社と支配株主等との間で生ずる利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、本新株予約権の募集は、少数株主に不利益を与えるものではない旨を意見表明しております。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

当社が平成23年7月1日付で開示したコーポレートガバナンス報告書で示した「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「株式会社夢真ホールディングスが当社の発行済株式の84.64%を保有する親会社であり、当社の取締役佐藤眞吾、佐藤大央は同社の取締役を各々兼務しております。当社は上記のように同社とは、資本関係および人的関係がありますが当社固有の経営戦略、経営計画を策定しております。グループ企業内で競合する事業はなく、かつ当社独自の方針により事業を展開しており、特に制約および調整事項等はございません。以上のことから、当社としては一定の独立性が確保されていると判断しております。

支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議の上決定しており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。」

本新株予約権の発行は、以上の指針に基づいて決定しております。

以上